

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

(1) 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとする利害関係者の方々に対して、経営の透明性並びに経営の効率性を確保することをコーポレートガバナンスの基本としています。

また、当社グループの「使命」「事業目標」「経営方針」等を定めたミッション・ステートメントを策定し、その指針に沿って行動することにより、企業価値の向上に努めています。

(2) 当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的体制

- a. 当社は、監査役制度、監査役会制度を採用しています。本報告書提出日現在、当社の監査役会は、常勤監査役 松下謹二(監査役会の議長)、監査役 島田秀彦、社外監査役 部谷由二、社外監査役 松永守央の4名で構成されています。非常勤の監査役である島田秀彦、部谷由二及び松永守央は、取締役会及び監査役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行っています。監査役会は、原則月1回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い又は決議をしています。

本報告書提出日現在、当社の取締役会は、代表取締役 江川和宏(取締役会の議長)、取締役 奥村裕彦、取締役 副島匡和、取締役 本田雅也、取締役 高須俊和、取締役 加藤久詞、社外取締役 藤永憲一、社外取締役 田中優次、社外取締役 宇佐見昇の9名で構成されています。非常勤の取締役である加藤久詞、藤永憲一、田中優次及び宇佐見昇は、取締役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行っています。取締役会は、原則月1回開催し、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しています。

また、当社は、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分離を可能にし、取締役会の意思決定機能、監督機能を高めるとともに、業務執行の迅速化かつ効率化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しています。

当社としては、これらの体制により、社外からのチェック機能が十分に働き、また、十分に取締役会の監督機能が担保されていると判断しています。

なお、取締役社長の諮問機関として、経営基本方針、重要な業務執行事項等の審議・報告を目的とした経営会議を設置しています。経営会議は、定期的に(原則月2回)、また必要の都度開催しています。経営会議は、取締役社長 江川和宏を議長として、常勤取締役(奥村裕彦、副島匡和、本田雅也、高須俊和)及び取締役社長が指名する者をもって構成されています。また、常勤監査役は、経営会議へ出席し意見を述べる事ができるものとしています。経営会議に付議された事項のうち決定を要する事項は、その審議を経て取締役社長が決定しますが、取締役会決議事項に該当するものは、別途取締役会の決議を要することとしています。取締役会決議事項に該当しないものについては、決裁規程に従って手続きを行うこととしています。経営会議審議事項・報告事項のうち、取締役会報告事項に該当するものは、別途取締役会への報告を要することとしています。

- b. 役員の報酬・指名等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の諮問会議(役員報酬諮問会議、役員人事諮問会議)を設置しています。諮問会議は、定期的に(役員報酬諮問会議、役員人事諮問会議をそれぞれ原則年1回)、また必要の都度開催しています。諮問会議は、取締役社長 江川和宏を議長として、社外役員(社外取締役 藤永憲一、社外取締役 田中優次、社外取締役 宇佐見昇、社外監査役 部谷由二、社外監査役 松永守央)をもって構成されています。役員報酬諮問会議では、役員報酬の基本方針に関する事項について審議し、取締役会に答申しています。役員人事諮問会議では、取締役・監査役候補者の指名及び経営陣幹部の選定に関する事項について審議し、取締役会に答申しています。

- c. 当社グループは、本報告書の「V-1」内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況に記載している内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制を整備し、それらに関する社内規程に基づいて、内部統制システムの運用、リスクの管理及びグループ会社の業務の適正の確保を行っています。

- d. 当社におけるコーポレート・ガバナンスの具体的な取り組み、状況につきましては、本報告書の各項目をご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コードの各原則のすべてを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】(政策保有株式)

1. 政策保有株式に関する方針

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、協働ビジネス展開の円滑化又は強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に、当該取引先等(投資先企業)の株式等(政策保有株式)を取得し、保有することができるものとします。これに適合しない政策保有株式は、縮減を図るものとします。

2. 個別の政策保有株式に係る保有適否検証内容

2019年度末において保有している政策保有株式については、2020年5月22日開催取締役会において検証を行いました。その結果、保有目的が希薄化している一部の株式(1銘柄)については、「保有否」と判断し、保有を取り止め、売却の方向で検討することとなりました。それ以外の株式については、「保有適」と判断し、保有を継続することとなりました。

3. 政策保有株式の議決権行使基準

政策保有株式に係る議決権については、当社グループ及び投資先企業の株主価値の向上に資するものか否かを判断したうえで、適切に行使します。具体的な賛否等判断基準は内規に定めていますが、その内容の概要は次のとおりです。

【賛否等判断基準】

当社は、政策保有株式に係る議決権を行使するにあたっては、原則、賛成で議決権を行使します。ただし、以下の各号のいずれかの事情がある場合には、議案ごとに、総合的な判断に基づいて賛成、反対又は棄権を決定します。

- 1) 投資先企業グループで重大な不祥事が発覚
- 2) 投資先企業グループと当社グループとの取引関係に重大な変動(当社グループに悪影響を及ぼすもの)あり
- 3) 投資先企業の無配が過去3期継続
- 4) 支配権の異動や大規模な希釈化をもたらす資本政策に関わる議案
- 5) 投資先企業の連結経常損失又は親会社株主に帰属する当期純損失が過去3期継続
- 6) 投資先企業の過去5期平均の連結自己資本利益率が5%未満(直近年度の連結自己資本利益率が5%以上である場合は除く。)

【原則1 - 7】(関連当事者間の取引)

当社は、損益に一定額以上の影響を及ぼす取引を実行するにあたっては取締役会に付議しており、関連当事者(役員や主要株主等)との取引についても同様の手続きを経ることで、当該取引が当社及び株主共同の利益を害することのないよう、体制を整備しています。当社と取締役との取引については、各取引内容を調査のうえ、利益相反取引又は競業取引に該当する場合には、法令及び取締役会規程に基づき、取締役会での承認と報告を行い、いずれの取引も会社に損害を与えるものではないことを確認します。

【原則2 - 6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社の確定給付年金制度は、規約型です。当社は、確定給付年金に係る積立金の管理及び運用が従業員の安定的な資産形成に加えて、当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、担当部署が運用機関に対するモニタリングを実施しています。また、運用コンサルタント会社を活用するなど、専門性・信頼性並びに利益相反の観点において、継続的かつ適切に対応し得るようにしています。

【原則3 - 1】(情報開示の充実)

(1) 企業理念、経営戦略・経営計画

経営理念は、「ミッション・ステートメント」として、当社ウェブサイト等で開示しています。中期経営計画も当社ウェブサイト等で開示し、決算説明会等において説明しています。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針

本報告書の「1」基本的な考え方」に記載しています。

(3) 経営陣幹部及び取締役の報酬決定の方針・手続

a. 報酬決定の方針

取締役の報酬は、現金による月例報酬のみで構成し、当社グループの持続的な成長と企業価値向上のためのインセンティブも付与すべく、全額業績連動型とします。

具体的には、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基準額を定め、これを当社の連結経常損益に応じて一定の範囲で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る報酬額を決定することとします。

b. 報酬決定の手続

取締役社長及び取締役社長が指名する社外役員5名からなる役員報酬諮問会議を設置しています。同会議において、役員報酬の基本方針に関する事項について審議し、取締役会に答申のうえ、取締役会で決議することとしています。

(4) 取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選定・解任の方針・手続

a. 指名方針

取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選定については、各人がその役割・責務を適切に果たし、当社グループの経営課題に的確に対応しうる最適な体制となるよう、個々人の経験・識見・専門性はもとより、取締役会や監査役会全体としての規模やそれを構成する候補者のバランス(社外役員の員数を含む。)を考慮することを方針とします。

b. 指名手続

取締役社長及び取締役社長が指名する社外役員5名からなる役員人事諮問会議を設置しています。同会議において、当社の取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選定に関する事項について審議し、取締役会に答申のうえ、取締役会で決議することとしています。

なお、監査役候補者の指名については、別途、監査役会の同意を得ることとしています。

c. 代表取締役社長の解任の方針・手続

代表取締役社長が、その資質、行動、健康状態等により、機能を発揮することができないと認められるときは、取締役会の決議で解任します。

(5) 経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補者の指名についての説明

代表取締役社長の選解任が生じたときは、適時開示資料に選解任の理由を記載します。また、株主総会招集通知(株主総会参考書類)にて、取締役・監査役候補者の個々の指名についての説明を実施しています。

【補充原則4 - 1 - 1】(経営陣に対する委任の範囲の概要)

当社は、投融資を含む重要な財産の処分及び譲受け、重要な使用人の選解任、重要な組織の設置・変更・廃止等、法令・定款において取締役会で決議すべきものと定められた事項について、取締役会規程において具体的に取締役会の決議事項と定め、これら以外の事項に係る意思決定は、取締役社長又は執行役員、部門長にそれぞれ委任しています。

【原則4 - 9】(独立役員の独立性判断基準)

社外役員(社外取締役及び社外監査役)の独立性については、当社が上場する金融商品取引所が定める独立性基準に従って、その有無を判断します。

【補充原則4 - 11 - 1】(取締役会の構成についての考え方)

経営環境の変化に応じた機動的な意思決定と実効性のあるコーポレート・ガバナンスの仕組みを整えるため、取締役会は、当社グループの事業内容や経営課題に適した規模とし、取締役会全体としての経験・識見・専門性のバランスや多様性にも考慮したメンバー構成にします。

定款に定める取締役の定数は10名以内、監査役の定数は4名以上5名以内ですが、現在、取締役9名(うち社外取締役3名)、監査役4名(うち社外監査役2名)を選任しています。

【補充原則4 - 11 - 2】(取締役・監査役の兼任状況)

当社は、取締役・監査役候補者の決定にあたり、他の上場会社の役員との兼任状況等、各候補者がその役割・責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認しています。取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、株主総会招集通知(株主総会参考書類)、事業報告、有価証券報告書等において、毎年開示を行うこととしています。

【補充原則4 - 11 - 3】(取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要)

当社は、取締役及び監査役に対し、取締役会の運営をはじめとする取締役会全体の実効性に関するアンケートを定期的実施することとして

います。

アンケートの集計結果は、毎年、取締役会に報告し、当該取締役会において、取締役会の実効性について分析・評価を行うこととしています。

・2019年度の実効性について分析・評価の結果の概要

取締役会において取締役会全体の実効性について分析・評価を行うにあたり、事前に、取締役・監査役に対し、2019年度の実効性に関する自己評価アンケートを実施しました。当該アンケートでは、取締役会の構成・運営等に関し23項目の質問を設けて、各自の意見をヒアリングしました。

自己評価アンケートの結果及び取締役会における分析・評価の結果、当社の取締役会全体の実効性は概ね有効であるとの結論に至りました。

また、自己評価アンケートで『課題あり』と認識された項目、同じく意見・指摘があった項目(取締役会での説明内容、取締役会での発言・議論、役員へのトレーニングの機会確保、社外取締役・監査役(社内・社外)相互間の連携確保)については対応策を取りまとめており、これらの対応策を実行することで、取締役会のさらなる機能向上に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

1. 社内取締役・社内監査役が新たに就任する際には、役員の一般的な役割・責務に関する講義や研修を行います。
2. 社外取締役・社外監査役が新たに就任する際には、当社グループの事業内容の説明や製造拠点の視察を実施します。
3. 就任後も、法令等の改正や社会情勢の変化等があった場合、必要に応じて、講義や研修を行います。
4. 社外取締役・社外監査役に対して、当社グループの課題等について、必要な情報提供を行います。

【原則5 - 1】(株主との建設的な対話に関する方針)

1. 株主・投資家のみなさまとの対話については、総務部門を管掌する取締役が統括し、建設的な対話の実現に向けて社内体制を整備し、活動の充実を図ります。
2. 対話については、総務部門が窓口となり、建設的な対話に向けた企画運営を行います。また、総務部門は、関係部門と情報共有しながら、対話の内容について検討します。
3. 個別面談以外の対話の手段としては、機関投資家・アナリスト向けに、原則年2回、取締役社長を説明者とする決算説明会を実施します。また、当社のウェブサイトに株主・投資家向けのページを設け、非財務情報を含む経営に関する重要な情報を積極的にかつ適時・適切に開示します。
4. 個別面談を含む対話の機会を得られた株主・投資家のみなさまからのご意見等については、適宜、取締役会、取締役社長、関係部門へフィードバックし、その内容の共有を図ります。
5. ディスクロージャーポリシーを定め、沈黙期間(四半期・通期決算期日の翌日から当該決算の発表までの期間)中は株主・投資家のみなさまとの対話を制限させていただくとともに、個別面談時は原則2名以上で対応することにより、対話に際してのインサイダー情報の漏えい防止を徹底します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本製鉄(株)	3,908,001	46.39
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	803,247	9.54
日本マスタートラスト信託銀行(株)	398,900	4.74
GOVERNMENT OF NORWAY	195,375	2.32
(株)福岡銀行	185,928	2.21
RE FUND 107-CLIENT AC	171,526	2.03
資産管理サービス信託銀行(株)	146,500	1.74
東邦瓦斯(株)	70,894	0.84
(株)安川電機	70,078	0.83
JP MORGAN CHASE BANK 385151	66,053	0.78

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

日本製鉄(株)(上場:東京、名古屋、札幌、福岡)(コード)5401

補足説明更新

・持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

・日本トラスティ・サービス信託銀行(株)、日本マスタートラスト信託銀行(株)及び資産管理サービス信託銀行(株)の持株のすべては、信託業務に係る株式です。

・上記のほか、当社所有の自己株式690,943株があります。

なお、この自己株式数は株主名簿上の株式数であり、2020年3月31日現在の実質的な所有株式数は690,843株です。

・2019年7月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友DSアセットマネジメント(株)が2019年6月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称:三井住友DSアセットマネジメント(株)

保有株券等の数:458千株
株券等保有割合:5.03%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

- (1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
親会社との取引については、当社の一般的な取引と同様の条件で行います。これにより、少数株主に不利益を与えることがないよう、適切に対応します。
- (2) 親会社との間の取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項
当社は、親会社への当社製品販売、親会社からの請負、親会社からのエネルギー購入等の取引を行っています。これらの取引については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。
- (3) 親会社との間の取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由
親会社との取引は、当社の一般的な取引と同様の条件でなされており、当社の利益を害していないと、当社取締役会は判断しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

- (1) 親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等
当社の親会社である日本製鉄(株)は、当社の総株主の議決権の46.96%(間接所有分0.05%を含む。2020年3月31日現在)を所有しており、同社からグループの方針等についての提示はありますが、当社グループが独自の事業活動を行ううえでの制約はないものと考えています。日本製鉄(株)の企業グループは、当社グループの大口かつ安定した取引先であり、同社の企業グループに対する売上比率が約48.7%(連結、2020年3月期)と高いため、当社グループの業績は、同社の企業グループの製鉄事業の動向に大きく依存する状況にあります。当社グループの日本製鉄(株)の企業グループへの売上比率は高いものの、当社グループ独自の研究開発、購買、製造、販売活動を行ったうえで、同社の企業グループと取引しています。同社の企業グループとの取引条件については、市場価格、総原価を勘案して当社グループの希望価格を提示し、各企業との個別の価格交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しています。当社の親会社である日本製鉄(株)から、当社が独自の事業活動を行ううえでの制約はなく、また、同社の企業グループとは対等の立場で取引条件の決定を行うなど、同社からの一定の独立性が確保されているものと考えています。
- (2) 親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針
当社の親会社である日本製鉄(株)は、事業戦略を共有し深い連携に基づいて事業を行っていく会社及び同社の競争力維持にとって必須の機能を有する会社をグループ会社としており、グループ会社には、グループ内における各社のミッションを遂行するとともに、グループの一員として、グループ企業価値の最大化並びにグループ全体としての競争力強化を目指し、自律的な経営を行うことを求めています。
- (3) コーポレートガバナンス・コードにより「説明」が求められている事項への対応状況
【原則1-3】
資本政策の基本的な方針は、有価証券報告書に記載しています。
【原則4-1-2】
事業報告、有価証券報告書、IR決算説明会資料において、中期経営計画の進捗状況の概要を記載しています。
【原則5-2】
資本政策の基本的な方針は、有価証券報告書で継続的に説明しています。また、中期経営計画の目標実現のための取組については、IR決算説明会資料の中期経営計画説明項目において、一定の説明を行っています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤永 憲一	他の会社の出身者													
田中 優次	他の会社の出身者													
宇佐見 昇	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

<p>藤永 憲一</p>	<p>藤永憲一氏は、過去10年間に於いて九州電力(株)及び(株)九電工の業務執行者(業務執行取締役)であり、現在は(株)九電工の相談役及び福岡商工会議所の業務執行者(会頭)です。 なお、藤永憲一氏は、当社の株式500株を所有しています。 当社と九州電力(株)との間では、当社が供給する電力の利用の取引があり、取引金額は357万円(単独、2020年3月期)です。また、当社と(株)九電工の間では、電気工事発注の取引の取引があり、取引金額は40万円(単独、2020年3月期)です。 当社と福岡商工会議所との間では特別の関係はありません。</p>	<p>藤永憲一氏は、2009年6月から2012年6月までは九州電力(株)の取締役として、2012年6月から2018年6月までは(株)九電工の取締役として経営に携わってきました。この経歴を通じて培ってきたビジネスに関する経験・見識を当社の経営の監督に活かしていただくことが期待できるため、社外取締役としています。 当社と九州電力(株)の間では、当社が供給する電力の利用の取引があり、取引金額は357万円(単独、2020年3月期)です。また、当社と(株)九電工の間では、電気工事発注の取引があり、取引金額は40万円(単独、2020年3月期)です。しかし、これらの取引は、当社及び各社の事業規模に比して僅少であること、また、当社と福岡商工会議所との間では特別の関係はないことから、藤永憲一氏の独立性に影響を与えるものではないと考えており、当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、藤永憲一氏を独立役員として指定しています。 なお、社外取締役は、取締役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行っています。 また、四半期に1回、監査役(社外監査役を含む)、社外取締役、内部統制を管掌する取締役及びリスクマネジメント部長が出席する「監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会」を開催し、相互に意見及び情報の交換を行うことにより、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関する認識の共通化を図っています。この連絡会には、年に1回、会計監査人も出席し、監査状況の報告、意見等を受けています。</p>
<p>田中 優次</p>	<p>田中優次氏は、過去10年間に於いて西部瓦斯(株)の業務執行者(業務執行取締役)であり、現在は同社の相談役です。 当社と西部瓦斯(株)の間では特別の関係はありません。</p>	<p>田中優次氏は、2002年6月から2019年6月まで西部瓦斯(株)の取締役として経営に携わってきました。この経歴を通じて培ってきたビジネスに関する経験・見識を当社の経営の監督に活かしていただくことが期待できるため、社外取締役としています。 当社と西部瓦斯(株)の間では特別の関係はないことから、田中優次氏の独立性に影響を与える事情はないものと考えており、当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、田中優次氏を独立役員として指定しています。 なお、社外取締役は、取締役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行っています。 また、四半期に1回、監査役(社外監査役を含む)、社外取締役、内部統制を管掌する取締役及びリスクマネジメント部長が出席する「監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会」を開催し、相互に意見及び情報の交換を行うことにより、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関する認識の共通化を図っています。この連絡会には、年に1回、会計監査人も出席し、監査状況の報告、意見等を受けています。</p>

宇佐見 昇	<p>宇佐見昇氏は、過去10年間に於いて(株)安川電機の業務執行者(業務執行取締役)であり、現在は同社の顧問です。また、宇佐見昇氏は、2011年6月から2015年6月まで当社の社外監査役に就任していました。</p> <p>当社と(株)安川電機の間では、株式の相互保有の関係がありますが、持株比率はいずれも1%未満(当社の同社株式持株比率:0.19%、同社の当社株式持株比率:0.77%、いずれも2020年3月末時点で自己株式を控除せずに計算)です。</p>	<p>宇佐見昇氏は、2004年6月から2016年6月まで(株)安川電機の取締役として経営に携わってきました。また、2011年6月から2015年6月まで当社の社外監査役に就任していました。この経歴を通じて培ってきたビジネスに関する経験・見識及び当社に関する知見を当社の経営の監督に活かしていただくことが期待できるため、社外取締役としています。</p> <p>当社と(株)安川電機の間では、株式の相互保有の関係がありますが、持株比率はいずれも1%未満(当社の同社株式持株比率:0.19%、同社の当社株式持株比率:0.77%、いずれも2020年3月末時点で自己株式を控除せずに計算)と僅少であることから、宇佐見昇氏の独立性に影響を与えるものではないと考えており、当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、宇佐見昇氏を独立役員として指定しています。</p> <p>なお、社外取締役は、取締役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行っています。</p> <p>また、四半期に1回、監査役(社外監査役を含む。)、社外取締役、内部統制を管掌する取締役及びリスクマネジメント部長が出席する「監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会」を開催し、相互に意見及び情報の交換を行うことにより、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関する認識の共通化を図っています。この連絡会には、年に1回、会計監査人も出席し、監査状況の報告、意見等を受けています。</p>
-------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員人事諮問会議	6	0	1	3	2	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬諮問会議	6	0	1	3	2	0	社内取締役

補足説明 更新

役員の報酬・指名等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の諮問会議(役員報酬諮問会議、役員人事諮問会議)を設置しています。諮問会議は、定期的に(役員報酬諮問会議、役員人事諮問会議をそれぞれ原則年1回)、また必要の都度開催しています。諮問会議は、取締役社長 江川和宏を議長として、社外役員(社外取締役 藤永憲一、社外取締役 田中優次、社外取締役 宇佐見昇、社外監査役 部谷由二、社外監査役 松永守央)をもって構成されています。役員報酬諮問会議では、役員報酬の基本方針に関する事項について審議し、取締役会に答申しています。役員人事諮問会議では、取締役・監査役候補者の指名及び経営陣幹部の選定に関する事項について審議し、取締役会に答申しています。

2019年度においては、2019年5月に役員報酬諮問会議を開催(委員全員出席)し、役員報酬の基本方針に関する事項について審議し、取締役会に答申しました。2019年6月開催の取締役会で、取締役の報酬の具体的配分については、当社の取締役年収内規に従い、取締役社長の裁定に一任することを決議しました。また、2020年3月に役員人事諮問会議を開催(委員全員出席)し、取締役・監査役候補者の指名及び経営陣幹部の選定に関する事項について審議し、取締役会に答申しました。2020年3月開催の取締役会で、役員人事を決議しました。

なお、委員構成における「社外有識者」に該当する委員は社外監査役2名であり、「委員長(議長)」は取締役社長です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

1. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

リスクマネジメント部は、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況について、必要に応じて常勤監査役、会計監査人と意見及び情報の交換を行う等、監査役及び会計監査人との連携をとり、認識の共通化に努めています。

また、リスクマネジメント部は、毎月2回、常勤監査役との連絡会を開催し、内部監査等の業務を通して知り得たリスクマネジメント上の情報について、常勤監査役と意見及び情報の交換を行っています。

常勤監査役は、必要に応じてリスクマネジメント部、会計監査人と意見及び情報の交換を行う等、リスクマネジメント部及び会計監査人との連携をとり、認識の共通化に努めています。

また、常勤監査役と会計監査人は、定期的(監査計画の説明、四半期レビュー状況説明及び意見交換、年度監査の結果説明及び意見交換、内部統制の整備・運用状況等に関するディスカッション)に、その他必要に応じてコミュニケーションを取っています。

なお、四半期に1回、監査役(社外監査役を含む。)、社外取締役、内部統制を管掌する取締役及びリスクマネジメント部長が出席する「監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会」を開催し、相互に意見及び情報の交換を行うことにより、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関する認識の共通化を図っています。この連絡会には、年に1回、会計監査人も出席し、監査状況の報告、意見等を受けています。

2. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関して、取締役会において報告を受け、意見及び情報の交換を行っています。

社外監査役は、監査役会において、常勤監査役より、内部監査の実施状況及び結果、監査役監査の実施状況及び結果並びに会計監査人の職務の執行状況等について報告を受け、意見及び情報の交換を行っています。また、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関しては、取締役会及び監査役会において報告を受け、意見及び情報の交換を行っています。

また、四半期に1回、監査役(社外監査役を含む。)、社外取締役、内部統制を管掌する取締役及びリスクマネジメント部長が出席する「監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会」を開催し、相互に意見及び情報の交換を行うことにより、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関する認識の共通化を図っています。この連絡会には、年に1回、会計監査人も出席し、監査状況の報告、意見等を受けています。

3. 会計監査人の情報

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 2019年度に係る会計監査人の報酬等の額

・2019年度に係る会計監査人としての報酬等の額 48百万円

・当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 48百万円

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
部谷 由二	他の会社の出身者													
松永 守央	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- j 上場会社の取引先 (f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
部谷 由二		<p>部谷由二氏は、過去10年間及び現在において西日本鉄道(株)の業務執行者(業務執行取締役)です。</p> <p>当社と西日本鉄道(株)の間では、運送発注の取引があり、取引金額は65万円(単独、2020年3月期)です。</p>	<p>部谷由二氏は、西日本鉄道(株)の経理・財務部門における長年の経験を有するとともに、2008年6月からは同社取締役として経営に携わっています。この経歴を通じて培ってきた財務及び会計に関する知見並びにビジネスに関する経験・見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくことが期待できるため、社外監査役としています。</p> <p>当社と西日本鉄道(株)の間では、運送発注の取引があり、取引金額は65万円(単独、2020年3月期)です。しかし、この取引は、当社及び同社の事業規模に比して僅少であることから、部谷由二氏の独立性に影響を与えるものではないと考えており、当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、部谷由二氏を独立役員として指定しています。</p> <p>なお、社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行っています。</p> <p>また、四半期に1回、監査役(社外監査役を含む)、)社外取締役、内部統制を管掌する取締役及びリスクマネジメント部長が出席する「監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会」を開催し、相互に意見及び情報の交換を行うことにより、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関する認識の共通化を図っています。この連絡会には、年に1回、会計監査人も出席し、監査状況の報告、意見等を受けています。</p>
松永 守央		<p>松永守央氏は、過去10年間において国立大学法人九州工業大学の業務執行者(理事等)であり、現在は公益財団法人北九州産業学術推進機構の業務執行者(理事長)です。</p> <p>当社は、国立大学法人九州工業大学への寄付を実施しており、寄付金額は10万円(単独、2020年3月期)です。</p> <p>当社と公益財団法人北九州産業学術推進機構の間では特別の関係はありません。</p>	<p>松永守央氏は、工学における専門知識と大学教授及び国立大学法人の理事・学長としての組織運営の経験を有しています。この豊富な経験・見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただくことが期待できるため、社外監査役としています。</p> <p>当社は、国立大学法人九州工業大学への寄付を実施しており、寄付金額は10万円(単独、2020年3月期)です。しかし、この寄付は、当社及び同校の事業規模に比して僅少であること、また、当社と公益財団法人北九州産業学術推進機構との間では特別の関係はないことから、松永守央氏の独立性に影響を与えるものではないと考えており、当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、松永守央氏を独立役員として指定しています。</p> <p>なお、社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席して、当社グループの重要な意思決定に関して客観的な視点から意見・指摘を行っています。</p> <p>また、四半期に1回、監査役(社外監査役を含む)、)社外取締役、内部統制を管掌する取締役及びリスクマネジメント部長が出席する「監査役・社外取締役・リスクマネジメント部連絡会」を開催し、相互に意見及び情報の交換を行うことにより、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況に関する認識の共通化を図っています。この連絡会には、年に1回、会計監査人も出席し、監査状況の報告、意見等を受けています。</p>

独立役員の数 **更新**

5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の報酬は、現金による月例報酬のみで構成し、当社グループの持続的な成長と企業価値向上のためのインセンティブを付与すべく、全額業績連動型とします。

具体的には、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基準額を定め、これを当社の連結経常損益に応じて一定の範囲で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る報酬額を決定することとします。

1) 業績連動報酬に係る指標

各連結会計年度の連結経常損益

2) 当該指標を選択した理由

本業を含めた事業全体から得る利益であり、企業全体の業績評価を示す連結経常損益を選択しています。

3) 当該業績連動報酬の額の決定方法

株主総会の決議により、取締役の報酬額の上限を定め、取締役会の決議により、取締役の報酬の具体的配分については、当社の取締役年収内規に従い、取締役社長の裁定に一任することとしています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2019年度(2019年度に係るもの及び2019年度において受け又は受ける見込みの額が明らかとなったもの(過去の事業年度に係る有価証券報告書に記載したものを除く。以下同じ。))における取締役(社外取締役を除く。)の報酬等の総額は268百万円(業績連動報酬268百万円、対象となる役員の員数8名)です。

なお、上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与等は含まれていません。

2019年度における監査役(社外監査役を除く。)の報酬等の総額は29百万円(業績連動報酬29百万円、対象となる役員の員数1名)です。

また、2019年度における社外役員の報酬等の総額は38百万円(業績連動報酬38百万円、対象となる役員の員数5名)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書の「1【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[原則3 - 1](情報開示の充実)の(3)「経営陣幹部及び取締役の報酬決定の方針・手続」に記載していますので、ご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役には、必要に応じて取締役会付議事項の事前説明を行います。また、取締役会付議資料及び監査役会付議資料は、原則開催日の2営業日前に全取締役及び全監査役に送付しています。

取締役会付議資料・議事録の送付等は、総務グループが担当しています。

監査役会付議資料・議事録の送付等は、監査役室が担当しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 **更新**

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
伊倉 信彦	相談役	経営陣からの要請に応じて助言する。	【勤務形態】常勤 【報酬】有	2019/06/27	2021年6月(予定)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 **更新** 1名

その他の事項 **更新**

当社は、代表取締役社長であった者が取締役を退任した後、引き続き相談役・顧問に就任する制度を設けています。相談役の委嘱及び解嘱については、取締役会決議事項としています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

現行のコーポレート・ガバナンス体制の概要、考え方については、本報告書の「1 基本的な考え方」に記載しています。業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等に係る以下の補足説明及び末尾の模式図と併せてご参照ください。

1. 各種組織について

(1) 取締役(会)

本報告書提出日現在、当社は、社外取締役3名を含む取締役9名で取締役会を構成しています。取締役会は、原則月1回開催し、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しています。

取締役会の議長は、代表取締役社長である江川和宏が務めています。

なお、取締役会決議事項が決議どおりに履行されることを担保するため、取締役会決議事項のうち、取締役会への経過報告及び執行完了時結果報告が必要な事項とその報告の手順を具体的に定めるとともに、取締役会事務局である総務グループが報告要の取締役会決議事項についてフォローを実施しています。

1) 取締役会の構成メンバー

取締役9名(常勤取締役5名、非常勤取締役4名(うち社外取締役3名)、女性0名)

2) 取締役会の活動状況(2019年度)

・開催回数: 13回

・出席状況: 江川和宏(2019年6月27日付で取締役就任)100%、伊倉信彦(2020年6月26日付で取締役退任)100%、黒田浩太郎(2020年6月26日付で取締役退任)100%、奥村裕彦100%、副島匡和100%、本田雅也100%、高須俊和100%、小西淳平(2020年6月26日付で取締役退任)92%、藤永憲一92%、田中優次(2019年6月27日付で取締役就任)90%、松下謹二100%、渡邊崇(2020年6月26日付で監査役退任)100%、部谷由二92%、松永守央100%

(2) 経営会議

取締役社長の諮問機関として、経営基本方針、重要な業務執行事項等の審議・報告を目的とした経営会議を設置しています。

経営会議は、定期的に(原則月2回)、また必要の都度開催しています。

経営会議は、取締役社長 江川和宏を議長として、常勤取締役(奥村裕彦、副島匡和、本田雅也、高須俊和)及び取締役社長が指名する者をもって構成されています。また、常勤監査役は、経営会議へ出席し意見を述べることもできますものとしています。

経営会議に付議された事項のうち決定を要する事項は、その審議を経て取締役社長が決定しますが、取締役会決議事項に該当するものは、別途取締役会の決議を要することとしています。取締役会決議事項に該当しないものについては、決裁規程に従って手続きを行うこととしています。経営会議審議事項・報告事項のうち、取締役会報告事項に該当するものは、別途取締役会への報告を要することとしています。

なお、経営会議審議事項が社長決裁どおりに履行されることを担保するため、経営会議審議事項のうち、経営会議への経過報告及び執行完了時結果報告が必要な事項とその報告の手順を具体的に定めるとともに、経営会議事務局である企画部が報告要の経営会議審議事項についてフォローを実施しています。

1) 経営会議の構成メンバー

取締役社長、常勤取締役及び取締役社長が指名する者

2) 経営会議の開催回数(2019年度)

34回

(3) 執行役員(会)

当社は経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能との分離を可能にし、取締役会の意思決定機能、監督機能を高めるとともに、業務執行の迅速化かつ効率化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しています。

原則として、定例取締役会終了後に執行役員会を開催し、取締役会の決定事項・報告事項の説明、執行役員からの業務執行状況の報告、情報交換を行います。

1) 執行役員会の構成メンバー

・取締役社長(1名)及び執行役員(19名、女性0名)

・監査役は、執行役員会に出席し意見を述べることもできますものとしています。

2) 執行役員会の開催回数(2019年度)

13回

2. 監査役監査の状況

本報告書提出日現在、当社は、社外監査役2名を含む監査役4名で監査役会を構成しており、監査役会が定めた監査の方針及び業務の分担等に従って監査を実施しています。

監査役会の議長は、常勤監査役である松下謹二が務めています。また、社外監査役である部谷由二は、西日本鉄道(株)における経理・財務部門における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

さらに、監査役会及び監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置しています。本報告書提出日現在、監査役室は、専任の監査役室長1名のほか、他部門・部署との兼務者1名で構成されています。

1) 監査役会の構成メンバー

監査役4名(常勤監査役1名、非常勤監査役3名(うち社外監査役2名)、女性0名)

2) 監査役会の活動状況(2019年度)

監査役会は、原則月1回開催しています。

・開催回数:12回

・出席状況:松下謹二100%、渡邊崇(2020年6月26日付で監査役退任)100%、部谷由二92%、松永守央100%

・監査役会は、常勤監査役から業務監査の経過報告を受け協議するほか、監査方針と計画、業務の分担、監査役会監査報告の作成、会計監査人の選解任又は不再任に関する事項、会計監査人の報酬等に対する同意等について決議を行いました。

各監査役は、取締役会等に出席して、取締役等の職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議、執行役員会、内部統制委員会等の重要な会議に出席して取締役及びその他の使用人等からその職務の執行状況の報告を受け必要に応じ説明を求めたほか、重要な決裁書類等の閲覧、当社の各部門・部署及びグループ会社への往査等を行い、業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から監査の実施状況・結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

3. 内部監査の状況

当社及びグループ会社の内部統制システムの構築・運用・評価に関する基本方針策定の支援及びその運用状況に対する内部監査を行う部門としてリスクマネジメント部を設置しています。

本報告書提出日現在、リスクマネジメント部は、専任の部長1名、専任の担当者4名で構成されています。

リスクマネジメント部は、内部統制システム及び自律的内部統制活動の妥当性と有効性を評価し、改善に資するため、当社及びグループ会社を対象として内部監査を行っています。また、その監査結果は、各職制にフィードバックし改善を促すとともに、その概要について内部統制委員会に報告しています。

4. 会計監査の状況

(1) 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 継続監査期間

14年間

(3) 業務を執行した公認会計士

有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 蓮見貴史氏(2019年度を含む継続関与年数1年)

有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 山田尚宏氏(2019年度を含む継続関与年数2年)

(4) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、公認会計士試験合格者2名、その他6名です。

5. 指名、報酬決定の機能に係る事項

本報告書の「1-1【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1】(情報開示の充実)の(3)「経営陣幹部及び取締役の報酬決定の方針・手続」及び(4)「取締役・監査役候補の指名及び経営陣幹部の選定・解任の方針・手続」に記載していますので、ご参照ください。

6. 当社と取締役・監査役との間で締結している責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任限度額を法令が規定する最低責任限度額とする契約を締結しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

本報告書の「1-1「基本的な考え方」の(2)「当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的体制」に記載していますので、ご参照ください。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年6月26日開催の第129期定時株主総会招集通知を、法定期日より4営業日前の6月5日に発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	株主名簿管理人が運営する議決権行使サイトを利用して、電磁的方法(パソコン又はスマートフォンを用いたインターネット)による議決権の行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
その他	株主総会招集通知を、当社ホームページ及び株主名簿管理人が運営する専用のサイトに掲載しています。 なお、当社ホームページには、2020年6月26日開催の第129期定時株主総会招集通知を発送日より3営業日前の6月2日に掲載しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャーポリシー」を策定し、当社のホームページに掲載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、通期決算発表後(概ね5月下旬)及び第2四半期決算発表後(概ね11月下旬)に、アナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会を開催しています。 取締役社長が、決算内容、当社グループの戦略等について説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信をはじめとする適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書、株主総会招集通知、コーポレート・ガバナンスに関する報告書のほか、決算説明会の資料を掲載しています。 また、決算説明会の動画配信も実施しています。 URL https://www.krosaki.co.jp/ir/kessan	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務グループをIR担当部署としています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	2003年4月に策定したミッション・ステートメントにおいて、「あらゆる活動を通じ事業価値向上につとめ、株主の利益に貢献します。」を当社グループの経営方針のひとつに位置づけています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2001年6月に、環境宣言を行いました。2002年にはISO14001の認証を取得し、省エネ、産廃削減環境に配慮した製品開発などに取り組んでいます。 また、毎年「環境報告書」を作成し、当社のホームページに掲載しています。

<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>内部統制システムの基本方針において、法令等に開示が定められた重要経営情報を適切に開示するほか、IR活動やウェブサイトを通じ、積極的な情報開示に取り組む旨を定めています。</p> <p>また、この基本方針に則って「ディスクロージャーポリシー」を策定し、当社のホームページに掲載しています。</p> <p>株主との建設的な対話に関する方針については、本報告書の「1 [コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] [原則5 - 1] (株主との建設的な対話に関する方針)」に記載していますので、ご参照ください。</p>
<p>その他</p>	<p>現状、取締役、監査役、執行役員に女性は存在しません。</p> <p>当社として、女性であることを理由に役員への登用の有無を決定する取扱いはありませんが、役員にふさわしい人材であれば、性別に関係なく、登用を検討します。</p> <p>また、2020年6月1日現在、全管理職(615名)中、女性は17名です。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムについての基本的な考え方

当社グループは、ミッションステートメントに基づき、あらゆる活動を通じ企業価値の向上を目指します。その具体化のため、当社においては以下の基本方針に従い、業務の有効性・効率性及び財務報告の信頼性の確保、関連法令及び社内規程等の遵守、資産の保全を目的とした内部統制システムの継続的な整備・運用を行います。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、当社グループのミッションステートメントに基づき、法令を遵守する。また、取締役会規程に基づき取締役会において経営上の重要事項の決定を行い、報告を受ける。

取締役の職務執行の法令・定款への適合性については、取締役同士で監視し合うほか、監査役会による監査を受ける。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、内部統制委員会等の重要会議の議事録を作成するとともに、それらの議事録や決裁伺書等情報の保管を情報管理に関する規程に基づき適切に行う。また、法令等に開示が定められた重要経営情報を適切に開示する他、IR活動やウェブサイトを通じ、積極的な情報開示に取り組む。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制基本規程に、日常の各部門の役割及び危機発生時の対応について定めている。

当社グループの内部統制システムの運用は、当社各部門長及びグループ会社社長の責任のもとに行われる自律的マネジメント(リスクの把握、評価、対策立案、対策実施、自主点検等)を基本とする。

当社及びグループ会社の内部統制システムの構築・運用・評価に関する基本方針策定の支援及びその運用状況に対する内部監査を行う部門としてリスクマネジメント部を設置する。

当社の各部門及びグループ会社の内部統制活動に関して、業務分野ごとに専門的知識を有する当社機能部門がグループ横断的に指導・支援を行う。

内部統制委員会を設置し、定期的な会議等でリスクへの対応状況について各内部統制委員及びリスクマネジメント部からの報告を受け、必要に応じて指導を行う。また、リスクマネジメント部からの内部監査報告を受ける。それらのうち、重要な事項については、経営会議及び取締役会に報告する。

社内監査役、当社総務グループ員、社外専門機関等を通報窓口とした内部通報制度を設け、当社グループ内で違法・不当な行為が行われていた場合及びその疑いのある場合に通報を受付け、その事実関係を調査して結果を所定の社内関係者及び求めがあれば通報者に知らせるとともに、違法・不当な行為が確認された場合には就業規則に基づきその行為者の処分を行う。

危機発生時には、内部統制委員会の中に緊急対策本部を設置し、損失を最小限にとどめるべく活動する。

(4) 当社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会決議により、各取締役の職務分担を適切に行うとともに、組織及び職制規程、業務分掌規程にその基本的職務を規定する。また、決裁伺規程、共通職務権限規程により取締役及び主要な使用人の決裁権限、責任を規定する。

経営計画、事業戦略、投融资等の重要な経営事項は、経営会議等により十分に審議した上で、取締役会規程に基づき取締役会で決議を行う。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、社内規程違反も業務遂行上のリスクのひとつと捉え、上記3.で記載した内部統制の仕組みにより、使用人の職務執行が法令、定款、社内規程に適合することを確保する。また、使用人が適法に業務遂行できるよう、計画的に教育・啓発活動を実施する。

(6) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の管理に関して、関係する規程に基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。

グループ会社は、当社との情報の共有化等を行い、自律的内部統制に関する施策の充実を図る。

また、各グループ会社と業務上の繋がり強い当社の部門を主管部門として位置付け、グループ会社の内部統制整備・運用状況の把握に努め、当社機能部門及びリスクマネジメント部と情報共有するとともに、必要に応じ当社機能部門に支援を求める。

イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社「グループ経営運用規程」に基づき、各グループ会社は事業方針、事業計画、予算等の経営上の重要事項について、当社と事前協議を行う。また、決算、事業概況等については、当社がグループ会社に報告を求めるとともに、助言等を行う。

ロ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社「内部統制基本規程」に基づき、各グループ会社はリスク管理事項について自主点検を行う。自主点検の結果、あるいは業務の遂行を通して、問題が発生、若しくは発生のおそれがあると確認された場合、当社に報告を行う。

また、当社はリスクマネジメント責任者会議を定期的開催し、当社の内部統制活動について各グループ会社に周知を図る。

加えて、当社から主要なグループ会社に対して取締役及び監査役の派遣を行い、直接経営に関与及び監査をする。

さらに、当社の内部通報窓口は、グループ会社からの通報も受付け、事実確認を行う。

不適切な事実が認められた場合、当該グループ会社は、当該使用人、場合によってはその管理者について指導及び懲戒処分を行う。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例会議等を通して各グループ会社から業務執行状況等の報告を受け、マネジメントに関する支援を行う。

ニ. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況並びに法令違反、若しくは違反のおそれのある行為・事実について各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言・指導等を行う。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役業務の円滑な遂行を目的に、監査役職務を補助する専任のスタッフを置く。取締役からの独立性を確保するため、そのスタッフは監査役直属とし、監査役の指示の下で業務を行う。監査役スタッフの異動及び人事考課等については、常勤監査役と総務人事部長との間で事前に協議する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について適宜監査役に報告する。また、リスクマネジメント部は内部監査の結果をはじめ、業務をとおして知り得たリスクマネジメント上の重要事項についても適宜監査役に報告を行う。

監査役は、取締役会、経営会議等の重要会議へ出席し、また、重要な決裁伺書の回付を受けることで経営上の重要事項について取締役との情報共有を行う。

ロ. グループ会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適宜当社の監査役に直接又はリスクマネジメント部を通じて報告を行う。

- (9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、内部統制基本規程及び内部通報規程等に基づき、これらの報告をした者に対し、報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わない。
- (10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。
- (11) その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役職務の執行に際して、取締役及び監査対象部署の職員は、資料の開示等情報提供に協力する。
リスクマネジメント部は、グループ会社を含む全社の内部統制に関し、監査役と定期的に、かつ必要の都度、情報交換を行う。
- (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及び体制整備に関する事項
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを基本方針とする。
反社会的勢力に関する事項については総務人事部総務グループを対応窓口とし、反社会的勢力からの理不尽な要求等が発生した場合には、総務グループへ連絡をするよう周知徹底する。当社への反社会的勢力からの接触等があった場合には、警察に連絡・相談し指導を受けながら適切な対応を行う。

2. 内部統制システムの整備状況

当社グループは、内部統制システム、リスク管理体制及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制を整備し、それらに関する社内規程に基づいて、内部統制システムの運用、リスクの管理及びグループ会社の業務の適正の確保を行っています。

なお、当社は、グループ会社の管理に関して、関係する規程に基本的なルールを定め、その適切な運用を図っています。グループ会社は、当社との情報の共有化等を行い、自律的内部統制に関する施策の充実を図っています。また、各グループ会社と業務上の繋がり強い当社の部門を主管部門として位置付け、グループ会社の内部統制整備・運用状況の把握に努め、当社機能部門及びリスクマネジメント部と情報共有するとともに、必要に応じ当社機能部門に指導・支援を求めるとしています。

(1) 各職制

当社グループの内部統制システムの運用は、当社各部門長及びグループ会社社長の責任のもとに行われる自律的マネジメント(リスクの把握・評価、対策立案、対策実施、自主点検等)を基本としています。

(2) 主管部門

グループ経営を円滑に行うため、グループ会社の事業と最も密接に関係する部門を主管部門とし、内部統制に関しては、グループ会社の統制状況の把握・フォローを行っています。また、必要に応じ当社機能部門への指導・支援要請を行います。

(3) 機能部門

購買、品質、販売、財務・税務等、機能別リスクマネジメントに関し、当社各部門及びグループ会社を指導・支援する部門として、購買部、品質保証部、営業本部、財務部等の機能部門を設置しています。

(4) リスクマネジメント部

当社及びグループ会社の内部統制システムの構築・運用・評価に関する基本方針策定の支援及びその運用状況に対する内部監査を行う部門としてリスクマネジメント部を設置しています。

内部統制システムの整備・運用状況については、経営会議及び取締役会に定期的に報告しています。

(5) 内部統制委員会

内部統制委員会を設置し、定期的な会議等でリスクへの対応状況について各内部統制委員及びリスクマネジメント部からの報告を受け、必要に応じて指導を行っています。また、リスクマネジメント部からの内部監査報告を受けています。

なお、危機発生時には、内部統制委員会の中に緊急対策本部を設置し、損失を最小限にとどめるようにしています。

(6) 内部通報制度

社内監査役、総務グループ員、社外専門機関等を通報窓口とした内部通報制度を設け、当社グループ内で違法・不当な行為が行われていた場合及びその疑いのある場合に通報を受け、その事実関係を調査して、結果を所定の社内関係者及び求めがあれば通報者に知らせるとともに、違法・不当な行為が確認された場合には就業規則に基づきその行為者の処分を行います。

なお、通報者の保護のため、いかなる者も、適正に通報を行ったことを理由として、通報者に対して一切不利益な取扱いをしてはならない旨を内部通報規程に定めています。

(7) リスクマネジメント責任者会議

グループ会社との内部統制に関する情報の共有化及び意見交換の場として、リスクマネジメント責任者会議を開催しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを基本方針としています。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応窓口

反社会的勢力に関する事項については、総務グループを対応窓口とし、反社会的勢力からの理不尽な要求等があった場合には、総務グループへ連絡するよう周知徹底しています。当社へ反社会的勢力からの接触等があった場合には、警察に連絡・相談し、その指導を受けながら、適切な対応を行います。

(2) 情報収集

福岡県企業防衛対策協議会に加盟して警察や近隣他社との連絡を密にし、反社会的勢力に関する情報収集を図っています。

